

国立大学法人旭川医科大学非常勤職員就業規則の一部を改正する規則を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

国立大学法人旭川医科大学非常勤職員就業規則の一部を改正する規則

国立大学法人旭川医科大学非常勤職員就業規則（平成16年旭医大達第170号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(ハラスメント<u>及び性暴力等</u>の禁止)</p> <p>第23条 ハラスメント<u>及び性暴力等(以下「ハラスメント等」という。)</u>をいかなる場合においても行ってはならない。</p> <p>2 ハラスメント<u>等</u>の防止等に関する措置は、別に定める旭川医科大学<u>ハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規程</u>（平成16年旭医大達第163号）による。</p> <p>(略)</p> <p><u>(勤務間インターバル) (新設)</u></p> <p>第33条の2 <u>学長は、旭川医科大学病院(以下「本院」という。)において診療に従事する医師のうち、時間外労働又は休日労働の状況から追加的な健康確保措置が必要と認められるものについては、勤務シフト等で予定された1日の勤務終了後から次の勤務の開始までに連続した休憩時間(以下「勤務間インターバル」という。)を与えなければならない。ただし、やむを得ない事由による時間外労働</u></p>	<p>(略)</p> <p>(ハラスメントの禁止)</p> <p>第23条 職員は、ハラスメントをいかなる場合においても行ってはならない。</p> <p>2 ハラスメントの防止等に関する措置は、別に定める旭川医科大学<u>ハラスメント防止規程</u>（平成16年旭医大達第163号）による。</p> <p>(略)</p>

働又は休日労働を命じた場合は、この限りではない。（新設）

2 前項ただし書きの規定により、勤務間インターバル中に時間外労働又は休日労働を命じた場合は、その時間数に応じて、事後的に休息時間（以下「代償休息」という。）を付与しなければならない。

（新設）

3 この規程に定めるもののほか、勤務間インターバル、代償休息等に関し必要な事項は別に定める。（新設）

（略）

（懲戒）

第86条 職員が次の各号の一に該当する場合には、懲戒処分を行うものとする。

(1)～(10) （略）

(11) セクシュアル・ハラスメント行為を含む性暴力行為を行ったとき。

(12)～(26) （略）

（略）

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

別表第1（第26条第2項関係） （略）

別表第2（第36条第3項関係） （略）

職員の区分	変形労働時間制の単位	勤務区分	始業時間	終業時間	休憩時間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
教員（裁量労働時間制）	1箇月	日勤	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分

（略）

（懲戒）

第86条 職員が次の各号の一に該当する場合には、懲戒処分を行うものとする。

(1)～(10) （略）

(11) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）行為を行ったとき。

(12)～(26) （略）

（略）

別表第1（第26条第2項関係） （略）

別表第2（第36条第3項関係） （略）

職員の区分	変形労働時間制の単位	勤務区分	始業時間	終業時間	休憩時間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
教員（裁量労働時間制）	1箇月	日勤	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分

適用者を除く。) 及び
医員

※上記に加え，病院救命救急センター勤務の

早出 <u>A</u>	7時00分	15時45分	12時00分～13時00分
早出 <u>B</u>	7時30分	16時15分	12時00分～13時00分
早出 <u>C</u>	8時00分	16時45分	12時00分～13時00分
遅出 <u>A</u>	9時00分	17時45分	12時00分～13時00分
遅出 <u>B</u>	9時30分	18時15分	12時00分～13時00分
遅出 <u>C</u> (新設)	<u>10時00分</u> (新設)	<u>18時45分</u> (新設)	<u>12時00分～13時00分</u> (新設)
遅出 <u>D</u> (新設)	<u>10時30分</u> (新設)	<u>19時15分</u> (新設)	<u>12時00分～13時00分</u> (新設)
遅出 <u>E</u> (新設)	<u>11時00分</u> (新設)	<u>19時45分</u> (新設)	<u>12時00分～13時00分</u> (新設)
遅出 <u>F</u> (新設)	<u>11時30分</u> (新設)	<u>20時15分</u> (新設)	<u>12時00分～13時00分</u> (新設)
遅出 <u>G</u>	13時00分	21時45分	19時00分～20時00分
遅出 <u>H</u> (新設)	<u>13時30分</u> (新設)	<u>22時00分</u> (新設)	<u>19時15分～20時00分</u> (新設)
16勤 <u>A</u>	16時00分	翌9時00分	19時30分～20時00分，0時

適用者を除く。)

※上記に加え，病院救命救急センター勤務の

早出 <u>1</u>	7時00分	15時45分	12時00分～13時00分
早出 <u>2</u>	7時30分	16時15分	12時00分～13時00分
早出 <u>3</u>	8時00分	16時45分	12時00分～13時00分
遅出 <u>1</u>	9時00分	17時45分	12時00分～13時00分
遅出 <u>2</u>	9時30分	18時15分	12時00分～13時00分
遅出 <u>3</u>	13時00分	21時45分	19時00分～20時00分
16勤	16時00分	翌9時00分	19時30分～20時00分，0時

医師は右記の勤務有				00分～0時30分, 4時00分～4時30分
	<u>16勤B</u> (新設)	<u>15時30分</u> (新設)	<u>翌8時30分</u> (新設)	<u>19時30分～20時00分, 0時00分～0時30分, 4時00分～4時30分</u> (新設)
	<u>16勤C</u> (新設)	<u>16時30分</u> (新設)	<u>翌9時30分</u> (新設)	<u>19時30分～20時00分, 0時15分～0時45分, 4時00分～4時30分</u> (新設)
※上記に加え, 病院NICU病棟勤務の医師は右記勤務有	16勤	17時00分	翌10時00分	20時00分～20時30分, 0時30分～1時00分, 4時30分～5時00分
※上記に加え, 病院HCU病棟勤務の医師は右記勤務有	16勤	16時00分	翌9時00分	20時00分～20時30分, 0時30分～1時00分, 4時30分～5時00分

医師は右記の勤務有				00分～0時30分, 4時00分～4時30分
※上記に加え, 病院NICU病棟勤務の医師は右記勤務有	16勤	17時00分	翌10時00分	20時00分～20時30分, 0時30分～1時00分, 4時30分～5時00分
※上記に加え, 病院HCU病棟勤務の医師は右記勤務有	16勤	16時00分	翌9時00分	20時00分～20時30分, 0時30分～1時00分, 4時30分～5時00分

※上記に加え病院ICU 病棟勤務の医師は右記 勤務有 (新設)	16勤 (新設)	16時00分 (新設)	翌9時00分 (新設)	20時00分～2 0時30分, 0時 30分～1時00 分, 4時30分 ～5時00分 (新設)	
※上記に加え, 麻酔科 蘇生科勤務の医師は右 記勤務有	16勤1	16時00分	翌8時30分	23時45分～0 時45分	
	16勤2	17時00分	翌9時30分	23時45分～0 時45分	
	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
病院視能訓 練士	1箇月	日勤A	8時30分	17時15分	12時00分～1 3時00分
研修医 (新設)	4週間 (新設)	日勤 (新設)	8時30分 (新設)	17時15分 (新設)	12時00分～1 3時00分 (新設)
		16勤 (新設)	16時00分 (新設)	翌9時00分 (新設)	19時30分～2 0時00分, 0時 00分～0時30 分, 4時00分 ～4時30分 (新設)

備考1～3 (略)

4 上記表中の医師の16勤については, 日中における通常業務より
労働密度が低いことから, 急患対応がない場合や深夜, 早朝など

※上記に加え, 麻酔科 蘇生科勤務の医師は右 記勤務有	16勤1	16時00分	翌8時30分	23時45分～0 時45分	
	16勤2	17時00分	翌9時30分	23時45分～0 時45分	
	深夜	00時00分	8時45分	3時30分～4 時30分	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
病院視能訓 練士	1箇月	日勤A	8時30分	17時15分	12時00分～1 3時00分

備考1～3 (略)

において、上記の休憩時間の他、別途、休憩又は仮眠の時間を設けるものとする。（新設）

別表第3（第39条第1項第6号関係）（略）

【改正理由】

以下の理由により規定に改正を行うもの

- ① 性暴力に関して、明記するため、所要の改正を行うとともに、規定の整備を図る。
- ② 医師の働き方改革への対応として勤務間インターバルについて明記する。
- ③ 医師の勤務時間を新たに設定する。

別表第3（第39条第1項第6号関係）（略）